

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和8年10月22日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託件名

京都市東部下水道管路施設維持管理委託

(2) 委託の内容等

仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約の日から令和12年3月31日まで

ただし、維持管理委託の期間は令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

(4) 委託場所

下水道管路管理センター山科支所所管区域内

(5) 支払条件

四半期ごとに算定し、支払うこととする。

小修繕及び人孔上部整備工事の支払額については、実施案件ごとに積算した金額に掛け率（落札者が入札時に提出した入札金額積算内訳書に記載された金額を4(7)イの予定価格で除した率）を乗じたものとする。

なお、詳細については、仕様書において示す。

(6) 施工方法

共同企業体による共同施工方式

2 本件入札に関する問合せ先

〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

京都市上下水道局総合庁舎2階

京都市上下水道局総務部契約会計課（以下「契約会計課」という。）

（電話 075-672-7726 FAX 075-682-0286）

ホームページアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000058459.html>

3 入札参加資格に関する事項

一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（(1)ケにあつては、公告の日から開札の日までの間）において、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

ただし、エは共同企業体の構成員が3者以上の場合にのみ必要となる。

(1) 構成員の資格要件

ア 全ての構成員は、京都市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業（中小企業基本法第2条に該当するもの）であること。

イ 代表者となる構成員は、京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条に規定する令和8年度の一般競争入札有資格者名簿（物品）（以下「競争入札有資格者名簿（物品）」に登録があり、かつ令和8年度の一般競争入札有資格者名簿（工事）（以下「競争入札有資格者名簿（工事）」という。）に「しゅんせつ工事」の種目で登録があること。

ウ 代表者以外となる構成員の1者は、規程第6条に規定する令和8年度の競争入札有資格者名簿（工事）に「しゅんせつ工事」の種目で登録があること。

エ イ・ウ以外の構成員は、競争入札有資格者名簿（工事）に「土木一式工事」の種目、又は、競争入札有資格者名簿（物品）に登録があること。

オ 構成員の1者は、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7か月以内）なものに限る。以下同じ。）における「土木一式」の種目の総合評定値が850点以上であること。

カ 業務責任者として、以下の条件を全て満たす者を専任で配置できること。

(ア) 代表となる構成員と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約の社員であり、かつ入札参加資格確認申請日において引き続き3か月以上の雇用関係がある者。

(イ) 下水道法第22条の有資格者若しくは公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の資格を有する者。

(ウ) 下水道管路施設の維持管理業務（点検、清掃、管路の修繕工事に限る。）に関す

る10年以上の実務経験を有する者。

キ 副業務責任者として、以下の条件を全て満たす者を専任で配置できること。

- (ア) 構成員と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約の社員である者。
- (イ) 下水道法第22条の有資格者若しくは公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の資格を有する者。
- (ウ) 下水道管路施設の維持管理業務（点検、清掃、管路の修繕工事に限る。）に関する7年以上の実務経験を有する者。

ク 監理技術者として、建設業法に基づく土木工事業に係る監理技術者を1名配置できること。また、当該技術者は以下の条件を全て満たすこと。

- (ア) 構成員と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約の社員であり、かつ入札参加資格確認申請日において引き続き3か月以上の雇用関係があること。
- (イ) 令和9年4月1日以降において他の工事に監理技術者又は主任技術者として配置されておらず、維持管理委託の期間において専任で配置できること。
- (ウ) (イ)について、工事实績情報システム（コリンズ）で確認できること。
- (エ) 監理技術者講習を修了していること。

ケ 全ての構成員が、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

コ 本件入札に参加しようとする共同企業体の構成員と本件入札に参加しようとする別の共同企業体の構成員との関係が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

- a 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、aについては、会社等（会社

法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(a) 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

(b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

(d) その他業務を執行する者であつて、(a)から(c)までに掲げる者に準ずる者

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(v) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(v)又は(i)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 結成方法

2者から4者までの自主結成とし、構成員の重複は禁止する。ただし、本件以外の入札に係る共同企業体の構成員になることは妨げない。

(3) 出資比率

代表者となる構成員の出資比率は構成員中最大であることとする。

なお、出資比率の下限は、構成員が2者の場合は30パーセント、3者の場合は20パーセント、4者の場合は15パーセントとする。

(4) その他

ア 共同企業体の使用印鑑は、代表者である構成員が京都市上下水道局へ使用印鑑として届け出ているものを使用すること。

イ 共同企業体の事務所の所在地は、代表者である構成員の所在地とすること。

ウ 共同企業体の成立日は、一般競争入札参加資格確認申請日以前とすること。

4 入札方法等

(1) 本件入札は、総合評価落札方式により行う。その概要は5において示す。

なお、詳細については「落札者決定基準 京都市東部下水道管路施設維持管理委託」(以下「落札者決定基準」という。)において示す。

(2) 入札方法

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

また、いずれの場合も共同企業体の代表者となる構成員のカードを使用すること。

なお、入札者は他の者に入札を代理させ、又は代行させてはならない(ただし、本市に委任状等を提出している場合又は入札者が属する法人若しくは商店等の従業員が入札者の意思に従って入札データを送信する場合はこの限りではない)。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したＩＣカード(本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法(以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。)

なお、インターネット利用者となる共同企業体の代表者は、入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード(規程第8条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。)の交付を受けている者が、契約会計課に設置する入札端末機(規程第8条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。)を使用することにより入札データを送信する方法(以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。)

(3) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後5時まで、2のホームページにおいて、本件入札に係る仕様書等を入手し、積算のうえ、(6)に記載する入札期間に入札を行うこと。

ただし、落札者決定基準については、京都市電子入札システム及び2の場所において交付する。

- (4) 入札金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。

契約金額は、入札金額に100分の110を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

なお、消費税法等の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

- (5) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

- (6) 入札期間

令和8年12月4日（金）、7日（月）及び8日（火）の午前9時から午後5時まで（ただし、端末機利用者については正午から午後1時までを除く。）

- (7) 予定価格、低入札調査基準価格及び失格基準価格

予定価格 827,640,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

なお、業務ごとの内訳は以下のとおりとし、設計内訳書中の各工事区分等がア又はイのいずれかの項目に該当するかについては、同内訳書中の規格欄を確認すること。

ア 計画的維持管理業務 613,020,000円

イ 小修繕・人孔上部整備工事 214,620,000円

また、低入札調査基準価格については、アは税抜き予定価格の3分の2に相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額）とし、イは別に定める「京都市上下水道局工事の請負等に係る最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格の算定基準について」のうち「営繕工事以外の工事」の算定基準によってそれぞれ算定した額とする。

なお、低入札調査基準価格の算定にあたっては、無作為に抽出した数（ランダム係数）を乗じないものとする。また、失格基準価格は、ア及びイに係るそれぞれの低入札調査基準価格に100分の98を乗じて得た額とする。

(8) 入札参加資格確認に必要な書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）

入札者は、(10)に記載の方法により次の書類を提出しなければならず、提出がない場合は、当該入札者の入札を無効とする。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、当局において無断で使用しないものとする。

ア 入札金額積算内訳書（用紙交付）

入札金額積算内訳書には共同企業体の名称、代表者役職及び代表者氏名を記載すること。

また、当該内訳書に記載された各項目の価格の合計金額が入札書の金額と一致していない場合、又は、記載されたいずれかの項目の金額がその項目の予定価格を超えている場合は、当該入札者の入札を無効とする。

イ 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

ウ 構成員のうち1者の直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（3(1)オを満たすもの）

エ 資格者等の配置予定に関する調書（用紙交付）

なお、配置予定とする業務責任者、副業務責任者、監理技術者を変更することは死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるときを除いて認められない。

また、維持管理委託の期間中の交代は、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるとき、又は、受注者の責によらない大幅な履行期間延長があった場合、履行期間が多年に及ぶ場合等で、業務の継続性、品質確保等に支障がなく、同等以上の技術力を有する者への交代であり、受発注者間で協議して合意したときを除いて認められない。

オ 共同企業体協定書（用紙交付）の写し

(9) 入札参加資格確認申請書等の交付

本件入札の公告日から入札期間終了まで、2のホームページに入札公告と併せて入札参加資格確認申請書等を掲示するので、ホームページから当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。

(10) 入札参加資格確認申請書等は次の方法により提出すること。

ア インターネット利用者は、入札データを送信する際、ワード、エクセル(Office2024で扱えること。)又はPDFファイル(Adobe Acrobat Reader DCで扱えること。)にして添付すること(添付できるデータは1ファイルのみであるので、入札参加資格確認申請書等を1つのファイルにして添付すること。)。

イ 端末機利用者は、入札参加資格確認申請書等を封入、封かんし、封筒表面には入札件名、開札予定日時のみを記載して、入札期間内に2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

(11) 仕様書及び落札者決定基準等に対する質問期限及び回答期日

仕様書及び落札者決定基準等に対して質問がある場合には、「仕様書等に関する質問について」(別紙1及び2)(様式指定。エクセル(Office2024で扱えること。)のまま添付すること。)を電子メール(メールアドレス s.yodo@suido.city.kyoto.lg.jp)により、下記の提出期限までに提出すること。

また、電子メール送信後、必ず電話で契約会計課(075-672-7726)に電子メールの到達確認の連絡をすること。

やむを得ず、電子メールを使用できない場合は、2の場所に持参又はFAX(075-682-0286)での質問を受け付ける。口頭での質問は受け付けないが、入札手続等の事務的な事項に関する質問についてはこの限りでない。

ア 提出期限

令和8年11月13日(金)午後5時まで(持参する場合は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。)

イ 回答の公表日

令和8年11月25日(水)

ウ 回答方法

回答書を2のホームページに入札公告と併せて掲示する。

エ 注意事項

以下のいずれかに該当する場合は、回答すべき質問として取り扱わないこととする。

(ア) 質問の締切を過ぎてから契約会計課に到達したもの

(イ) 指定した様式を用いていないもの

(ウ) 質問内容が具体的でないものその他質問内容が特定できないもの

- (エ) 質問内容が読み取れないもの
- (オ) 当該入札に直接関係のないもの
- (カ) 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰返し電子メール、FAXを送信し正常な公務執行を妨げるなど、適正な質問として取り扱わないことが適当であるもの

5 総合評価の手続

本件入札における総合評価は次の手続により行う。

(1) 技術資料の提出

必要事項等について記載漏れのない技術資料を、4(6)に記載する入札期間内に、2の場所へ持参し、提出すること。

(2) ヒアリングの実施

提出された技術資料の内容に関するヒアリング（以下「ヒアリング」という。）を実施することがある。ヒアリングを実施する場合は、別途通知する。

なお、ヒアリングに特別な理由なく応じなかった場合は、入札参加資格は認めない。

(3) 技術資料の評価

落札者決定基準に定めるところにより総合的に評価する。

(4) 技術資料による提案の取扱い

落札者となった場合には、入札時の技術資料に基づき、本件業務を行うこと。

6 開札及び落札者の決定

(1) 開札日時

令和9年1月15日（金）午前9時

(2) 落札者の決定

ア 落札決定に当たっては、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、落札者決定基準に定めるところにより、評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、その者が低入札価格調査制度に係る調査基準価格を下回る価格で入札を行ったときは、同制度に基づく調査の結果、適格となった場合にのみ、その者を落札者とする。

また、落札者となるべき者の評価内容によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある、著しく不適當であると認められるときは、その者の次に評価値が高い者を落札者とすることがある。

なお、最も高い評価値を得た者が二者以上あるときは、抽選により落札者を決定

する。

イ 本件入札において、4(7)のア及びイに係る失格基準価格のうち、いずれかの失格基準価格を下回る価格で応札した場合には、価格及び評価値の順位に関わらず、失格とする。

ウ 本件入札において、入札時に提出する入札金額積算内訳書のいずれかの項目の価格について、低入札調査基準価格を下回る価格で応札した場合には、価格及び評価値の順位に関わらず、低入札価格調査制度における必要書類（ホームページ掲載の「低入札価格調査について」を参照）を、令和9年1月19日（火）午後3時まで、2の場所に提出しなければならない。

なお、当該期限までに提出されないときは、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を行う。ただし、調査辞退届の提出があった場合はこの限りでない。また、上記の場合において、調査基準価格以上の価格で入札を行った者（予定価格を超過した者も含む。）については、入札辞退届の提出を認める。

エ 低入札価格調査により、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者との契約を行わない。この場合、本件入札において、その者の次に評価値が高い者を落札者とする。ただし、その者が入札時に提出する入札金額積算内訳書のいずれかの項目の価格について、低入札調査基準価格を下回る価格で応札した場合には、低入札価格調査の結果、適格となった場合にのみ、その者を落札者とする。この場合における、低入札価格調査資料の提出期限は、契約会計課が連絡した日の翌開庁日から起算して2開庁日目の午後3時までとする。

(3) 入札参加資格の取消し等

入札参加資格を確認する前に、入札者（アからウにあっては、その共同企業体の構成員）が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格は認めない。また、入札参加資格の確認後、落札決定までの間に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。

ア 規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

エ 5(1)の技術資料について、落札者決定基準に示す欠格事項に該当する場合のほか、必要事項等について記載漏れのないものを提出しなかったとき。

オ その他管理者が特に入札参加資格を有することが不適当であると認めたとき。

(4) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあつては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日からホームページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

(5) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日以内（日数の計算に当たっては、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く。午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）に、その旨を記載した書面を2の場所まで持参し、提出すること。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、規程第12条第12号における最低制限価格は失格基準価格と読替える。

- (1) 規程第12条各号（第3号を除く。）に該当するとき。
- (2) 同一の入札案件について、入札者が他の入札者の入札を代理し、若しくは代行したとき、又は他の入札者に入札を代理させ、若しくは代行させたとき。
- (3) 同一の入札案件について、入札者が他の入札者の代理人又は代行者に、代理させ又は代行させたとき。

8 その他

- (1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 本公告に関する問合せ先 2の問合せ先に同じ。
- (6) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件業務を委託すること。

イ 非落札者が、契約者から本件業務を受託すること（契約者と直接契約を締結しな

い場合を含む。）。

- (7) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- (8) 本件は、京都市公契約基本条例第12条の労働関係法令遵守状況報告書（以下「報告書」）の提出が必要となる公契約であることから、受注者は、契約締結後2か月以内に報告書を提出すること。また、本件に係る下請負者の報告書は受注者が取りまとめて提出すること。
- (9) 本件の受注者は、SDGsをはじめとする持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し、取り組みに努めるものとし、契約後2か月以内にその旨を宣言する文書を提出すること。

上記の文書の詳細（SDGsをはじめとする「持続可能な社会」の実現へ！）について掲載しているホームページのアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000319861.html>

- (10) 本件入札に係る公告、仕様書等に変更があった場合又は本件入札に関して補足事項がある場合は、ホームページに、本件入札の入札情報に付してお知らせを掲載する。このお知らせの掲載は、令和8年11月27日（金）までに行う。

上記のお知らせを掲載するホームページのアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000058459.html>

- (11) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、規程その他本市が定める条例、規則、管理規程、要綱等のほか関係法令によるものとする。

（上下水道局総務部契約会計課）